

定期巡回随時対応型訪問介護看護元気村

重要事項説明書

この定期巡回随時対応型訪問介護看護元気村の重要事項説明書は、医療法人社団生和会周南リハビリ元気村（以下、「生和会」という。）が開設する定期巡回随時対応型訪問介護看護元気村（以下、「事業所」という。）が、ご利用者に定期巡回随時対応型訪問介護看護を提供するにあたり、ご利用者やそのご家族に対し、事業所の事業運営規程の概要や勤務体制等、ご利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載したものとします。

1 定期巡回随時対応型訪問介護看護の目的および運営の方針

定期巡回随時対応型訪問介護看護は、要介護状態にあるご利用者に対し、介護保険法で定める定期巡回随時対応型訪問介護看護を提供し、ご利用者がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

2 基本方針

事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営します。

- ご利用者の意思および人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 地域との結びつきを重視し、周南市、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療または福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 従業者の教育研修を重視し、提供するサービスの質について、常にその改善に努めます。

3 事業者の概要

- 法人名称 : 医療法人社団生和会
- 法人所在地 : 周南市大字湯野 4278-1
- 代表番号 : 0834-83-3300
- 代表者氏名 : 理事長 木村 浩彰
- 設立 : 昭和 63 年 9 月
- 資本金 : 9,000 万円
- 実施事業 : 周南リハビリテーション病院・徳山リハビリテーション病院・彩都リハビリテーション病院・登美ヶ丘リハビリテーション病院・グループホーム和み・グループホーム和み福谷の森・介護老人保健施設なごやか熊毛（通所リハビリテーション含む）・住宅型有料老人ホームなごやかケア本館・住宅型有料老人ホームなごやかケア別館・サービス付き高齢者向け住宅なごやか熊毛・住宅型有料老人ホーム周南リハビリ元気村・在宅支援センター徳山リハビリテーション病院（通所リハビリテーション、居宅介護支援事業）・デイサービスセンター元気村・訪問介護事業所元気村・居宅介護支援事業所元気村・訪問看護ステーション元気村・訪問介護事業所なごやか熊毛・居宅介護支援事業所なごやか熊毛

4 定期巡回随時対応型訪問介護看護を提供する事業所

■事業所の概要

名称	定期巡回随時対応型訪問介護看護元気村
所在地	山口県周南市大字湯野 27 番地
電話番号	0834-82-0777
指定事業所番号	3591500305
実施サービス	定期巡回随時対応型訪問介護看護
通常の事業の実施地域	周南市における日常生活圏域のうち西部圏域と中央 4 圏域 (福川・夜市・戸田・湯野・和田・富田・菊川)
備考	連携する事業所として訪問看護ステーションゆめ風車・ハートブリッジ 看護ステーションがあります

■営業日および営業時間、サービス提供時間

営業日	365 日
営業時間	24 時間
休業日	無
備考	

■職員体制

	資格	職員数	兼務
管理者	介護福祉士	1 名 (常勤)	有
オペレーター	(准) 看護師・介護福祉士	提供時間を通じて 1 名以上 (常勤 1 名以上)	有
計画作成責任者	(准) 看護師・介護福祉士	1 名以上	有
定期巡回サービスを行う 訪問介護員等	介護福祉士または、介護保険法第8 条 第2 項に規定する法令で定める者 (准) 看護師	サービスを提供する ために必要な数以上	有
随時訪問サービスを行う 訪問介護員等	介護福祉士または、介護保険法第8 条 第2 項に規定する法令で定める者 (准) 看護師	提供時間を通じて 1 名以上	有
訪問看護員	(准) 看護師	常勤換算法で 2.5 以上	有

※上記職員については、併設する指定訪問介護・指定総合事業訪問介護事業所元気村・指定訪問看護ステーション元気村の職員と兼ねる場合があります。

■職務内容について

- ①管理者は、事業所の従業者および業務の管理を一元的に行う者とし、従業者に厚生労働省令に定められた指定地域密着サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行います。
- ②オペレーターは、あらかじめご利用者の心身の状況、環境等を把握したうえで、随時ご利用者またはその家族からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行います。緊急の通報を受けて適切な対応をします。
- ③計画作成責任者は、居宅介護支援事業者及び他の介護サービス事業などへの連絡、調整を行います。また、ご利用者の定期巡回随時対応型訪問介護看護計画の作成および交付を行います。ご利用者の状況に応じて都度サービス内容の変更を行います。
- ④定期巡回サービスを行う訪問介護員等は、ご利用者の尊厳を保ち、可能な限り在宅での生活を送ることが出来るよう、居宅サービス計画に沿って、定期的にサービスを提供します。入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の援助を行います。
- ⑤随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、オペレーターからの要請を受け、ご利用者の居宅を訪問して必要な日常生活の援助を行います。
※通報が複数重なる場合は、内容の緊急性で優先順位を決めて対応します。予めご了承ください。
- ⑥訪問看護サービスを行う看護師等は、主治医の指示書及び訪問介護看護計画に基づき、ご利用者の居宅を訪問し療養上のお世話又は診療の補助を行います。また、概ね月1回ご利用者宅を訪問しアセスメントを行います。全てのご利用者が対象になるわけではありません。ただし、特別指示書の交付があり、医療保険の対象になった場合は、医療保険での訪問看護サービスを行います。

5 サービス内容

介護保険法で定める定期巡回随時対応型訪問介護看護を実施します。尚、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿ってサービスを実施します。

- ①定期巡回サービス
訪問介護員等が、定期的にご利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話
- ②随時対応サービス
予めご利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握したうえで、随時ご利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問もしくは看護師等による対応の可否等を判断するサービス
- ③随時訪問サービス
随時対応サービスにおける訪問の可否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話

<サービスのご利用にあたって>

事業所では、金銭授受の取り扱いと合鍵の管理方法を以下のようにさせていただきます。ご不明の点がございましたら直ちに事業所までご連絡ください。

- ①サービス提供上必要な場合（※1）を除きまして、ご利用者の現金をお預かりすることはできかねますのでご了承ください。

※1・・・定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスにおける、買物代行サービス等を行うにあたり、少額の現金をお預かりするケースはございますが、その際には、ご利用者またはそのご家族等の介護者にその場で必ず金額等に関するご確認・ご了承を頂きます。

- ②ご利用者の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券等をお預かりすることはできかねますのでご了承ください。

- ③ご利用者の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券等が保管されている場所はお聞きいたしません。
- ④随時対応の緊急訪問が適切に行えるように合鍵を預かります。預かった鍵は、事業所内にあるキーボックスに保管します。その際は鍵の預かり証の交付、そして鍵持出時は鍵管理表を使用し管理します。
- ⑤合鍵の紛失、盗難等の事故が起きた場合は、速やかに対処し報告します。
- ⑥サービス終了時や返却のご要望があった場合、速やかに返却します。
- ⑦合鍵作成にかかる費用はご利用者負担となります。
- ⑧合鍵の預かりの同意を、鍵預かり証にて行います。

6 サービス従業者

- ①サービス従業者とは、ご利用者に定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事業所の職員であり、主として訪問介護員（介護福祉士、訪問介護員養成研修1～2級課程修了者、介護職員基礎研修修了者、介護職員初任者研修課程修了者等）または訪問看護員（看護師、准看護師）が該当します。
- ②ご利用者の担当になる訪問介護看護員の選任（担当の変更を含む）は、事業所が行い、ご利用者が訪問介護看護員を指名することはできません。事業所の都合により担当の訪問介護看護員を変更する場合は、ご利用者やそのご家族等に対し事前に連絡をすると共に、サービス利用に関する不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ③ご利用者が、担当の訪問介護看護員の変更を希望する場合には、その変更希望理由（業務上不適当と判断される事由）を明らかにして、事業所の管理者まで申し出てください。業務上不適当と判断される事由がない場合、変更を致しかねることがあります。
- ④事業所は、ご利用者からの変更希望による変更も含め、訪問介護看護員の変更により、ご利用者およびそのご家族等の介護者に対して、サービス利用に関する不利益が生じないよう十分な配慮をします。
- ⑤事業所は、介護保険法に定められている人員の基準に基づいて人員体制を整備し、ご利用者に対して定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスを提供します。

7 利用料金

①サービス基本料金

介護保険給付サービス利用料金

《定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 訪問看護サービスを行わない場合》

要介護度 所定単位	要介護 1 5,446 単位	要介護 2 9,720 単位	要介護 3 16,140 単位	要介護 4 20,417 単位	要介護 5 24,692 単位
サービス利用料 (地域単価 10.21 円)	55,603 円	99,241 円	164,789 円	208,457 円	252,105 円
サービス利用料 自己負担額(1 割)	5,561 円	9,925 円	16,479 円	20,846 円	25,211 円
サービス利用料 自己負担額(2 割)	11,121 円	19,849 円	32,958 円	41,692 円	50,421 円
サービス利用料 自己負担額(3 割)	16,681 円	29,773 円	49,437 円	62,538 円	75,632 円

《定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 訪問看護サービスを行う場合》

要介護度 所定単位	要介護 1 7,946 単位	要介護 2 12,413 単位	要介護 3 18,948 単位	要介護 4 23,358 単位	要介護 5 28,298 単位
サービス利用料 (地域単価 10.21 円)	81,128 円	126,736 円	193,459 円	238,485 円	288,922 円
サービス利用料 自己負担額(1 割)	8,113 円	12,674 円	19,346 円	23,849 円	28,892 円
サービス利用料 自己負担額(2 割)	16,226 円	25,348 円	38,692 円	47,697 円	57,785 円
サービス利用料 自己負担額(3 割)	24,339 円	38,021 円	58,038 円	71,546 円	86,677 円

現在訪問看護サービスをご利用されている方は、現在ご利用されている訪問看護事業所を継続してご利用頂けます。ご希望の際は、現在ご利用の訪問看護事業所にお問い合わせ下さい。

②サービス加算料金

以下の要件を満たす場合、7 項①のサービス基本料金に次の料金が加算されます。

《定期巡回・随時対応型訪問介護看護》

加算の種類	加算及び算定の内容	加算額				
		所定 単位数	利用料 (地域単価 10.21 円)	利用料 (1 割負担)	利用料 (2 割負担)	利用料 (3 割負担)
緊急時訪問 看護加算Ⅰ	計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合(訪問看護サービスを行う場合に限ります。)に算定します。	325 単位	3,318 円	332 円	664 円	996 円
特別管理加 算(Ⅰ) ※2	訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者(※2)に対して、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。	500 単位	5,105 円	511 円	1,021 円	1,532 円
特別管理加 算(Ⅱ) ※3	訪問看護サービスに関して特別な管理を必要とする利用者(※3)に対して、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。	250 単位	2,552 円	256 円	511 円	766 円
ターミナル ケア加算	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日(末期の悪性腫瘍等の状態にあるものに訪問看護を行っている場合にあっては、1 日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含みます)に、死亡月につき算定します。	2,500 単位	25,525 円	2,553 円	5,105 円	7,658 円
初期加算	利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について算定します。また、30 日を越える入院の後に利用を再開した場合も算定します。	30 単位	306 円	31 円	62 円	92 円

退院時共同 指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の方が退院又は退所するに当たり、当該事業所の看護師等が退院時共同指導を行った後、退院又は退所後に初回の訪問看護サービスを行った場合に算定します。	600 単位	6,126 円	613 円	1,226 円	1,838 円
総合マネジメント体制 強化加算 I	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ随時計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行い、かつ地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、当該事業所が提供するサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っている場合に算定する 1 月あたりの加算です。	1,200 単位	12,252 円	1,226 円	2,451 円	3,676 円
サービス提供体制強化 加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合の 1 月当たりの加算です。 ※加算 (I) ~ (III) いずれかを算定します。	750 単位	7,657 円	766 円	1,532 円	2,298 円
介護職員等 処遇改善加算 (I)	当該加算の算定要件を満たす場合の 1 月当たりの加算です。 ※加算 (I) ~ (V) いずれかを算定します。 ※当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。	介護報酬 総単位数 × 245/1000	左記額に地域単価 10.21 を乗じ、その額から利用者ごとに決められている負担割合に基づき負担。			

※2・・・特別管理加算 (I) を算定する場合の利用者について

医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態の方。

※3・・・特別管理加算 (II) を算定する場合の利用者について

- ・医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態の方
- ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態の方
- ・真皮を超える褥瘡の状態の方
- ・点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態の方

- 訪問看護サービスを行う場合は、居宅サービス計画上、准看護師以外の看護師等が訪問することとされている場合に、准看護師が訪問する場合は、所定単位数の 100 分の 98 に相当する単位数を算定します。また、居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師以外の看護師等が訪問する場合については、所定単位数の 100 分の 98 を乗じて得た単位数を算定します。

- 当該事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）若しくは当該事業所と同一建物に居住する利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1 月につき 600 単位を減算します。また、当該建物に居住する利用者の人数が 1 月当たり 50 人以上の場合は 1 月につき 900 単位を減算します。

※減算を受けている者と、減算を受けていない者との公平性の観点から、減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際は、減算前の単位数を用いることとなります。

- 通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護もしくは地域密着型通所介護を利用している利用者は、所定単位数から、当該月の通所系サービスの利用日数に以下※4の単位数を乗じて得た単位数を減じたものを、当該月の所定単位数とします。

※4・・・通所系サービス利用時の減算単位数

《定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 訪問看護サービスを行わない場合》

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
所定単位数	62 単位	111 単位	184 単位	233 単位	281 単位

《定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 訪問看護サービスを行う場合》

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
所定単位数	91 単位	141 単位	216 単位	266 単位	322 単位

- 利用者が短期入所生活介護もしくは短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合に限る。）、短期利用特定施設入居者生活介護、地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護もしくは看護小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合に限る。）を受けている場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は算定しません。短期入所系サービスの利用日数に応じた日割り計算を行います。

- 1 か月ごとの包括費用です。ただし、月途中からの利用開始や、月途中での利用中止の場合日割り日額を乗じた利用料となります。

- 利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、ご利用者ごとに決められている負担割合に基づき支払いを受けるものとします。しかし、事業者が法定代理受領を行わない場合は※5の通りとします。

※5・・・(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払い頂きます。この場合、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて周南市に地域密着型介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

●7 項の利用額計算方法

基本単位数に減算加算を加え、1 ヶ月の単位数を算出します。そして単位数に処遇改善加算の割合を乗じて算出します（1 単位未満の端数は四捨五入）。1 ヶ月の単位数に処遇改善加算を加え、総単位数を算出し、周南市の地域単価 10.21 円を乗じて、10 割の利用額を算出します（1 円未満の端数は切り捨て）。その後、ご利用者ごとに決められている負担割合に基づき負担額を算出し（1 円未満の端数は切り捨て）、利用負担額を確定します。

③その他の費用について

以下の金額は利用料の全額が利用者の負担になります。

サービス提供に当たり必要となる 利用者の居宅で使用する電気、ガ ス、水道の費用	利用者の別途負担となります。
交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費 は、実費を徴収します。 <u>1 回の訪問毎に 300 円</u>

8 キャンセル

ご利用者の都合によりサービスのキャンセルをした場合は、別日にサービスの調整を行います。その際、キャンセル料は頂きませんが、定期巡回サービスをキャンセルされる場合前日の17時までには下記連絡先にご連絡下さい。尚、お客さまの都合によるキャンセルが頻繁に発生する場合は、サービス実施可否を別途協議させていただきます。

キャンセルの連絡先名称	定期巡回随時対応型訪問介護看護 元気村
キャンセルの連絡先電話番号	0834-82-0777

9 お支払方法

- ①前月のサービスご利用分に関するご利用者負担金を、事業所が定める翌月の期日までにお支払い頂きます。
- ②**お支払方法は、原則としてお客様がお持ちの口座からの振替とさせていただきます。**
- ③認定申請日前のご利用者へサービス提供を行った場合など「償還払い」の対象となる場合があります。(7項の※5を参照)

10 秘密保持および個人情報の保護

- ①事業所およびそのサービス従業者は、業務上知り得たご利用者およびそのご家族の秘密および個人情報等について、秘密義務を遵守し個人情報を適切に取扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がない場合以外には開示しません。
- ②事業所は、そのサービス提供上知り得たご利用者およびそのご家族の秘密および個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また、その守秘義務は、就業中はもとより退職後も同様とします。
- ③事業所およびそのサービス従業者は、必要な範囲においてご利用者およびそのご家族等の個人情報を取り扱い致します。尚、ご利用者およびそのご家族等の個人情報の取り扱いに関して、文書により別途同意を得るものとします。
- ④前記に定める守秘義務は、契約期間中はもとより契約期間後も同様とします。

11 留意事項

- ①訪問予定時間は、遅れることのないよう注意しておりますが、公共交通機関の事故等、やむを得ない事情により前後する場合があります。その場合は、必ず電話にてご連絡いたします。
- ②設置用通報端末および首掛け用通報端末は事業所から貸し出します。通信にかかる通信料（電話代）は、ご利用者負担となります。また、設置用・首掛け用通報端末のメンテナンスを行う際、毎月定期診断通報を行います。こちらもご利用者負担となりますので、予めご了承ください。
- ③設置用・首掛け用通報端末の故障・紛失・水没等については、ご利用者の故意または過失の起因するものに関してはご利用者の負担とさせていただきます。設置用通報端末の費用36,000円（税抜）、首掛け用通報端末費用8,400円（税抜）それ以外の故障や電池の交換については、事業者の負担となります。

12 サービス相談窓口、苦情受付窓口

- ①事業所の相談窓口、苦情受付窓口

受付場所	定期巡回随時対応型訪問介護看護 元気村
電話番号・FAX番号	0834-82-0777 ・ 0834-82-0888
受付時間	平日 8:30～17:30
受付担当者	神杉 香澄

②事業所以外の相談窓口、苦情受付窓口

担当部署	周南市役所福祉部高齢者支援課
電話番号・FAX	電話番号 0834-22-8467 FAX0834-22-8251
受付時間	平日 8:30～17:15
E-mail	koreishien@city.shunan.lg.jp

③国民健康保険団体連合会のサービス相談、苦情受付窓口

国保連合会	山口県国民健康保険団体連合会
電話番号	083-955-1010
受付時間	平日 9:00～17:00
担当部署	介護保険課 苦情相談専用

④円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

相談または電話があった場合管理者が対応します。必要に応じ訪問を実施し、情報の聞き取りを行う。管理者が対応できない場合、他の職員でも対応しますが、その旨を管理者に報告します。

確認事項：サービスの種類・サービス提供の日時・職員の氏名・苦情の内容、苦情の内容を記載した苦情受付票を作成します。把握した状況について検討し、必要であれば検討会議を行い、状況に応じて関係諸機関への連絡調整を行うとともに、利用者へ対応方法を含めた結果報告を行います。

⑤その他参考事項

事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応を利用者の立場に立って対処します。普段から苦情が出ないようなサービス提供を心掛け、職員の資質向上を目的とした研修会、職員との連絡体制の整備等を行い、苦情が出ないように努めます。

13 提供する第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について第三者の観点から評価を行っています。

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和6年2月27日
第三者評価機関名	介護・医療連携推進会議
評価結果の掲示状況	閲覧可能な形で事務所に備え付け

14 事故発生時の連絡先、および対応の手順

① 事故発生時の連絡先

事故発生時の連絡先は、次のとおりとします。尚、これらの連絡先は、予め担当のサービス従業者より確認させていただきます。また、ご利用者およびそのご家族よりご連絡を頂く場合は、事業所の連絡先までご連絡をお願いいたします。

・ご家族

お名前	
住所	
電話番号①・②	① ②

・周南市の事故発生時の連絡先

担当部署	周南市役所福祉部高齢者支援課
電話番号・FAX	電話番号 0834-22-8467 FAX0834-22-8251
E-mail	koreishien@city.shunan.lg.jp
備考	

15 緊急時等の連絡先、および対応の手順

① 緊急時等の連絡先

緊急時等の連絡先は、予め確認させていただきます。サービス提供中にご利用者の容態の急変等があった場合には、次の連絡先および居宅介護支援事業者等へ連絡します。また、ご利用者およびそのご家族よりご連絡を頂く場合は、事業所の連絡先までご連絡をお願いいたします。

・主治医

医療機関名	
電話番号	
主治医名	

・ご家族

お名前	
住所	
電話番号	① ②

・担当居宅介護支援事業者

居宅介護支援事業者名	
電話番号	
担当介護支援専門員	

②緊急時等における対応の基本手順

事業所は、ご利用者に対し、自ら提供した居宅サービスにおいて、緊急の対応が必要となった場合、医療機関への連絡（119 番への通報）、搬送の実施等の必要な措置を講じた後、必要に応じた対応を実施します。また、緊急時にサービス提供があり、そのサービスが介護保険以外のサービスの場合には、ご利用者より別途負担頂く場合があります。

16 損害賠償について

- ①事業所は、ご利用者に対するサービスの提供にあたって、事業所の責めに帰すべき事由によりご利用者またはそのご家族の介護者の生命、身体および財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。ただし、ご利用者またはそのご家族の介護者に過失がある場合は、事業所は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
- ②物品の賠償にあたっては現状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理または復元を原則とします。
- ③修理または復元が不可能な場合は、原則として購入時の価格ではなく時価（購入価格や使用年数・耐用年数を考慮した額）をその賠償範囲とします。そのため、購入から長年を経過した物品については、賠償をいたしかねることがあります。
- ④取り扱いに特別の注意が必要なもの等については、予めご提示をお願いします。ご提示のない場合、賠償をいたしかねることがあります。
- ⑤ご利用者またはそのご家族の介護者は、ご利用者またはそのご家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、事業所のサービス従業者の生命、身体および財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

17 介護保険法の改正

厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、事業所の料金体系は、厚生労働省が定める介護給付（介護報酬）に準ずるものとします。

18 虐待の防止に関する措置

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等の必要な体制整備を行うとともに、サービス従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

- ①虐待防止の対策を検討する委員会の定期開催
- ②指針の整備と定期研修
- ③上記措置を実施するための担当者の設置

19 身体的拘束等の適正化の推進

事業所は、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

事業所が身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

20 地域との連携

事業所は、サービス提供にあたって、地域に密着し開かれたものにする為に、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとします。

- ①介護・医療連携推進会議の開催は、年2回とします。
- ②介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者・家族・地域住民の代表者・医療関係者・地域包括支援センターの職員、有識者等とします。
- ③介護・医療連携推進会議の報告・評価・要望・助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

21 その他

①感染対策の強化について

当事業所は感染症の予防及び蔓延防止の取組として、下記の対策を講じます。

(1) 感染対策委員会の開催

概ね6月に1回程度開催し、テレビ電話等を活用する可能性もあります。

(2) 指針の整備

「介護現場における感染対策の手引き」を参考に、平常時と発生時における事業所内の連絡体制等の取決めを行います。

(3) 研修及び訓練（シュミレーション）の実施

研修及び訓練は共に年1回以上実施し、発生時の対応がスムーズに行えるように役割分担の確認等を内容に含めたものとします。

②業務継続に向けた取り組みの強化

当事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するために下記の対策を講じます。

(1) 業務継続計画（BCP）の策定

「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参考に、平常時・発生時の対応等を内容に含んだものとします。

(2) 研修及び訓練の実施

研修及び訓練は共に年1回以上実施し、発生時の対応がスムーズに行えるように役割分担の確認等を内容に含めたものとします。

③ハラスメント対策の強化について

当事業所は男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策として、従業員の就業環境が害される事を防止することを目的とした方針を明確化しています。利用者またはその家

族等の介護者による職員への身体的暴力や精神的暴力、セクシャルハラスメントなど下記のような行為があり、ハラスメントに該当すると判断し、改善が見られない場合には、訪問介護サービス契約書 第4条（事業所の解除権）を適用することがあります。

※認知症等の病気や障害のある方による行為も含む。

- (1) 身体的暴力 身体的に力を使って危害を及ぼす行為。（職員が回避したため被害を免れたケースを含む）

例：・ものを投げつける
・蹴る、叩く
・手を払いのける、ひっかく、つねる
・首を絞める
・唾を吐く
・服を引っ張るなどして破損する

- (2) 精神的暴力 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為。

例：・怒鳴る、大声を発する
・サービスの状況をのぞき見する
・気に入っている職員以外に批判的な言動をする
・威圧的な態度で文句を言い続ける
・刃物を胸元からちらつかせる
・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
・利用者の家族が「自分の食事と一緒に作れ」と強要する
・家族が利用者の発言をうのみにして、理不尽な要求をする
・訪問時不在の事が多く書置きを残すと「予定通りにサービスがなされていない」として、謝罪して正座をするように強要する
・「たくさん保険料を払っている」と大掃除を強要、断ると文句を言う
・利用料金の支払いを求めたところ、手渡しせずにお金を床に並べてそれを拾って受け取るように要求する
・利用料金を数か月滞納。「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払いを拒否する
・特定に職員に嫌がらせをする

- (3) セクシャルハラスメント 意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等性的な嫌がらせ行為。

例：・必要もなく身体を触る
・抱きしめる
・わいせつな映像や写真を見せる
・入浴介助中、あからさまに性的な話をする
・卑猥な言動を繰り返す
・サービスの提供に無関係に下(上)半身を見せる
・職員のユニフォームに手を入れる

④多職種連携における ICT 機器の活用

加算の要件等における各種会議等の実施について、感染防止や多職種連携促進の観点からテレビ電話等を活用して行うこともあります。利用者やその家族が参加して実施するものについては、事前に利用者等の同意を得た上で活用することとします。

⑤必要書類における署名及び記名・押印の取り扱いについて

事業者の事務負担の軽減の観点から、当事業所のサービス提供に関わる全ての書類について利用者（またはその代理人）の署名及び記名・押印は任意とします。また、署名及び記名・押印を省略する場合には、必要書類を説明し同意を得た経緯を電磁的記録により保存するものとします。

以上

附則

平成 28 年 3 月 1 日施行

平成 28 年 4 月 1 日 一部改正

平成 28 年 6 月 1 日 一部改正

平成 28 年 8 月 1 日 一部改正

平成 29 年 2 月 1 日 一部改定

平成 30 年 8 月 1 日 一部改定

平成 30 年 10 月 1 日 一部改定

平成 30 年 11 月 1 日 一部改定

令和 2 年 4 月 1 日 一部改定

令和 3 年 4 月 1 日 一部改定

令和 3 年 5 月 1 日 一部改定

令和 3 年 7 月 1 日 一部改定

令和 4 年 3 月 1 日 一部改定

令和 4 年 4 月 1 日 一部改定

令和 4 年 5 月 1 日 一部改定

令和 4 年 8 月 1 日 一部改正

令和 4 年 9 月 1 日 一部改正

令和 4 年 10 月 1 日 一部改正

令和 4 年 11 月 1 日 一部改正

令和 5 年 1 月 1 日 一部改正

令和 5 年 2 月 1 日 一部改正

令和 5 年 11 月 20 日 一部改正

令和 6 年 4 月 1 日 一部改正

令和 6 年 6 月 1 日 一部改正

定期巡回随時対応型訪問介護看護元気村は、重要事項説明書に基づいて、定期巡回随時対応型訪問介護看護サービス内容および重要事項の説明を行いました。

本書交付を証するため、本書を2通作成し、定期巡回随時対応型訪問介護看護元気村、ご利用者（またはその代理人）は各1通を保管するものとします。

年 月 日
事業者 所在地 山口県周南市大字湯野4278番地1
事業者名 医療法人社団生和会
周南リハビリ元気村
代表者 理事長 木村 浩彰

事業所（事業所の名称および所在地）
定期巡回随時対応型訪問介護看護元気村
山口県周南市大字湯野27番地

説明者氏名 _____

私は、重要事項説明書に基づいて、定期巡回随時対応型訪問介護看護サービス内容および重要事項の説明を受け、その説明を受けた内容について同意のうえ、交付を受けました。

年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

ご家族 住所 _____

氏名 _____

代理人（利用者との続柄： _____）

住所 _____

氏名 _____

立会人☐または署名代行人☐（該当するものにチェック）

住所 _____

氏名 _____